

～このページは平成28年度における情報です～

三鷹市医師会

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成28年5月1日～平成29年3月31日

- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券

 - ・被保険者証

- ◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。

- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

・受診されたい実施機関が決まりましたら、医療機関によっては予約が必要です。事前に電話での確認をお勧めします。

・当日は食事を摂らずに受診してください。